

## 千葉県病院局規程第3号

千葉県病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(千葉県病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 千葉県病院局事務分掌規程(平成23年病院局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

経営企画課		を
-------	--	---

」

「

経営企画課	病院整備室	に改める。
-------	-------	-------

」

第3条 経営企画課の事務分掌中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、第23号を第22号とし、同事務分掌に次のように加える。

病院整備室

- (1) 市立病院再整備基本構想に関すること。
- (2) 病院の整備に関すること。

第5条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、事務長にあつては、医事室所掌事務のうち、支出予算及び債務負担行為の執行並びに契約、財産管理等に関する事項等事務長が担任すべきものに限るものとする。

別表中経営企画課の項を次のように改める。

経営企画課	工事検査担当課長	(1) 工事の検査に関すること。
	工事監督担当課長	(1) 工事の監督に関すること。

(千葉県病院局決裁規程の一部改正)

第2条 千葉県病院局決裁規程(平成23年病院局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「所管課長又は担当課長」を「当該事案を主管する課長又は病院整備室長」に改める。

別表第1共通専決事項第2項の表中「課長・担当課長」を「課長・整備室長」に、「事務長・課内室長」を「事務長・医事室長」に、同表第1号中

「

課長 担当課長（管理課におかれるものを含む）
---------------------------

を

」

「

課長 病院整備室長 担当課長（管理課に置かれるものを含む。）
--------------------------------------

に改める。

」

別表第1共通専決事項第3項（1）収入予算の執行の表中「課長」を「課長・病院整備室長」に改める。

別表第1共通専決事項第3項（2）支出予算及び債務負担行為の執行の表を次のように改める。

専決事項\専決者	次長・院長	課長・事務長・ 病院整備室長
(1) 給料		○
(2) 手当		○
(3) 報酬		○
(4) 法定福利費		○
(5) 退職給付金		○
(6) 薬品費、診療材料費、 給食材料費及び医療消耗 備品費	1,000万円 以上	1,000万円 未満
(7) 厚生福利費		○
(8) 報償費	500万円以上	500万円未満

(9) 旅費交通費		○
(10) 職員被服費	1,000万円以上	1,000万円未満
(11) 消耗品費	1,000万円以上	1,000万円未満
(12) 消耗備品費	1,000万円以上	1,000万円未満
(13) 光熱水費		○
(14) 燃料費		○
(15) 食糧費	10万円以上	10万円未満
(16) 印刷製本費	1,000万円以上	1,000万円未満
(17) 修繕費	1,000万円以上	1,000万円未満
(18) 保険料		○
(19) 賃借料	1,000万円以上	1,000万円未満
(20) 通信運搬費		○
(21) 委託料	ア 工事委託料、監督、検査業務委託料	3,000万円以上 3,000万円未満
	イ その他	1,000万円以上 1,000万円未満
(22) 諸会費		○
(23) 交際費	10万円以上	10万円未満
(24) 開発費、試験研究費		○
(25) 雑費	ア 下水道使用料	○
	イ 補償金	1,000万円以上 1,000万円未満

	ウ 工事に係る負担金	5,000万円以上	5,000万円未満
	エ その他	1,000万円以上	1,000万円未満
(26)	研究材料費	1,000万円以上	1,000万円未満
(27)	謝金	500万円以上	500万円未満
(28)	図書費	1,000万円以上	1,000万円未満
(29)	旅費		○
(30)	研究雑費		○
(31)	企業債利息		○
(32)	長期借入金利息		○
(33)	一時借入金利息		○
(34)	リース支払利息		○
(35)	企業債手数料及び取扱費		○
(36)	患者外給食材料費	1,000万円以上	1,000万円未満
(37)	ア 補填金	○	
	イ その他		○
(38)	消費税及び地方消費税		○
(39)	災害による損失	○	
(40)	過年度損益修正損		○
(41)	その他特別損失	○	
(42)	工事請負費	5,000万円以上	5,000万円未満
(43)	固定資産購入費	5,000万円以上	5,000万円未満
(44)	リース資産購入費	5,000万円	5,000万円

	以上	未満
(45) 企業債元金償還金		○
(46) 長期借入金償還金		○
(47) 貸付金	○	
(48) 単価契約に基づく支出の決定		○
(49) 長期継続契約（電気、ガス、水の供給及び電気通信役務の提供を受ける契約を除く。）に基づく支出の決定		○
(50) 前年度からの繰越に係る支出負担行為済のもの又は継続費に基づく支出負担行為済のものの支出予算に係る支出負担行為		○
(51) 現金支出を伴わない支出予算の執行		○
(52) 支出命令		○

別表第1 共通専決事項第3項（3）契約、財産管理等に関する事項の表中「担当課長」を「病院整備室長」に改める。

別表第2 個別専決事項1 経営企画課に関する事項の表中「担当課長」を「病院整備室長」に改める。

（千葉県病院事業会計規程の一部改正）

第3条 千葉県病院事業会計規程（平成28年千葉県病院局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「経営企画課長」の次に「、病院整備室長」を加え、「管理課長、事務長及び医事室長」を「管理課長及び事務長」に改める。

第37条に次の1項を加える。

- 3 課長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により前金払をする場合は、工事名、工事場所及び請負金額を記載した書面並びに支払計算書、前払金申請書、公共工事前払金保証事業会社の保証書の副本その他関係書類を提出させなければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。